

○湖南省スポーツ推進審議会条例

平成25年3月28日

条例第24号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、本市のスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、湖南省スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、スポーツ推進審議会に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則（令和3年条例第27号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。